2. (振込の依頼)

(略)

改定後

(3)前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備また は振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害に ついては、<u>当行に故意または重過失がある場合を除き、</u>当行は責任 を負いません。

(略)

### 4. (振込通知の発信)

(1)<u>振込依頼書による依頼に基づき</u>振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込 通知を発信します。

電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

(2)前項の規定にかかわらず、振込機による振込の依頼を受付けた 場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口 営業時間終了後および銀行休業日に受付けた場合、振込先の金 融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信す ることもあります。これによって生じた損害については、当行に 故意または重過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。 (略)

改定前

(3)前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備また は振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害に ついては、当行は責任を負いません。

(略)

### 4. (振込通知の発信)

(1)振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振 込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない 事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

(2)窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼 を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日 に振込通知を発信します。 

## 6. (取引内容の照会等)

(略)

(2)当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、<u>当行に故意または</u>重過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(略)

## 7. (依頼内容の変更)

(略)

(2)提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の 注意をもって認めたうえ、前項による訂正の取扱いをしたときは、 これによって生じた損害については、<u>当行に故意または重過失があ</u> る場合を除き、当行は責任を負いません。

(略)

## 9. (通知・照会の連絡先)

(略)

(2)前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、<u>当行に故意または重過失がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。

# 6. (取引内容の照会等)

(略)

(2)当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(略)

### 7. (依頼内容の変更)

(略)

(2)提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の 注意をもって認めたうえ、前項による訂正の取扱いをしたときは、 これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(略)

## 9. (通知・照会の連絡先)

(略)

(2)前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等 によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じ た損害については、当行は責任を負いません。

<b>- 1</b>
改定前
11.(災害等による免責)
次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、こ
れによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のや
むをえない事由があったとき
当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対
策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュー
夕等に障害が生じたとき
当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき